

# 出席停止の感染症と停止期間基準について

～今年度から、一部改正されました～

学校では、下記のような感染症に罹患した場合、感染した児童に対して出席停止の措置を行います。

これは、学校保健安全法第19条に基づき、学校での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図るためです。

出席停止になった場合は、欠席扱いにはなりませんので、家庭でゆっくり休養させてください。

(太字が改正されたところです)

	感染症名	出席停止の期間の基準
第一種	・エボラ出血熱・クリミアゴング熱	治癒するまで
	・痘瘡・南米出血熱・ペスト	
	・マールブルグ病・ラッサ熱	
	・急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア	
	・重症急性呼吸器症候群	
	・鳥インフルエンザH5N1	
第一種	・インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
第二種	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	・風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	・水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	・咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後2日を経過するまで
	・結核	
	・髄膜炎菌性髄膜炎	
第一種	・コレラ・細菌性赤痢	病状により、学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・腸管出血性大腸菌感染症	
	・パラチフス・腸チフス	
	・急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎	
第三種	・その他の感染症	必要があれば出席停止に示る感染症で、すべて一律に出席停止になるわけではありません。 主治医から指示があれば、学校に連絡して下さい。
	溶連菌感染症・手足口病	
	ヘルパンギーナ・ウイルス性肝炎	
	伝染性紅斑(りんご病)	
	マイコプラズマ肺炎 他	

